

令和7年度

第2回東かがわ市農業委員会議事録

令和7年4月21日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月21日（月）午後1時02分から午後1時50分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員（16名）

会長	1番	田村 照栄	9番	藤本 輝華
職務代理	2番	砂川 哲也	10番	黒川 義明
	3番	三谷 博計	11番	青木 大明
	4番	山本 一郎	13番	三井 和彦
	5番	田中 稔	14番	松井 委昭
	6番	笹井 慎也	15番	田中 卓臣
	7番	松枝 孝幸	16番	池田 正志
	8番	榎本 貴之	17番	松岡 由美

4. 欠席委員（1名）

12番 安部 哲弘

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

- 第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知報告について
報告第2号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について

第3 その他

5月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

水口 経 塩田佐知子 黒田 寛子 宮川 美里 安部 俊貴
田中 亘

7. 会議の概要

事務局長	失礼いたします。大変お待たせしました。農業委員会開催の前に、令和7年4月1日付で農林水産課が異動とかがありましたので、先にちょっと紹介させていただけたらと思います。それぞれ自己紹介をしますので、お願いいたします。
	～職員、自己紹介～
事務局長	それでは、ただいまより令和7年度第2回東かがわ市農業委員会を開催いたします。 本日の資料ですが、先日タブレットにお送りしました議案書及び議案書資料と、机の上に盛土規制法に関する説明会のお知らせと、農業委員、推進委員名簿をお配りしております。名簿については4月1日にお知らせいたしましたが、携帯電話の番号について農業委員、推進委員、事務局限りとさせていただき、仮に外部より問合せいただいた場合でも、本人の同意なしには提供しないこととさせていただきます。それと、農地の貸し借り等の事務をしていただいております香川県農地機構の農地集積専門員については、今後一層の連携を図っていただく必要があることから、携帯電話の番号を提供させていただいております。名簿にお間違えがないかご確認をお願いいたします。携帯番号等個人情報ですので、取扱いには十分注意をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。 それと、本日、安部哲弘委員が欠席の連絡を頂いております。それから、田中委員、それから藤本委員が少し遅れるということで連絡いただいております。それでは始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
会長	～会長あいさつ～ 簡単ではございますが、あいさつはこのぐらいにさせていただきます、本日予定されております議案は報告が2件、あと議案が第5号までございます。皆様方のご審議を頂き決定ができますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。あと着座にて進めさせていただきますこととお許し願いたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、まず日程第1 署名委員の指名についてでございますが、恒例でございますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。本日、5番の田中稔委員と6番の笹井慎也委員に署名委員をお願いしたいと思いますが、田中委員が遅れてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。 続きまして、日程第2、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知報告について、1件ございます。事務局より報告を願います。
事務局	失礼いたします。それでは、報告第1号 農地法第18条第6項解約通知報告についてご説明いたします。議案書は1ページになります。 農地法第18条第6項解約通知報告は、農地の貸し借りの中で有償の貸し借

	りである賃借権を期間満了を迎えずに解約する報告であります。今月は1件の報告がございます。 申請番号1番、貸し手、[REDACTED]様、借り手、[REDACTED]様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は[REDACTED]の田1筆、面積は2,427平方メートルになります。令和5年1月から3年間の期間で賃借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約になります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	報告第1号の事務局の説明が終わりました。双方合意の上での書類提出となっております。 ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。報告第1号につきましては、お認めさせていただきます。 続きまして、報告第2号 使用貸借終了に係る農地返還通知について、5件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。報告第2号 使用貸借終了農地返還通知についてご説明いたします。議案書は2ページから4ページになります。 使用貸借終了農地返還通知は、農地の使用貸借権、いわゆる無償での貸し借りを期間満了を迎えずに解約する報告でございます。今月は5件の報告がございます。 はじめに、申請番号1番、貸し手、[REDACTED]様、借り手、[REDACTED]様。申請地は[REDACTED]を含みます田3筆、合計面積は3,030平方メートルになります。平成29年10月から10年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約になります。 次に、申請番号2番、貸し手、[REDACTED]様、借り手、[REDACTED]様。申請地は[REDACTED]を含みます田3筆、合計面積は2,857平方メートルになります。令和5年4月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、売買のため合意解約になります。こちらは後ほど出てくる議案第1号で説明させていただく案件になります。 次に、申請番号3番、貸し手、[REDACTED]様、借り手、[REDACTED]様。申請地は[REDACTED]を含みます田3筆、合計面積は2,173平方メートルになります。令和4年7月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約になります。 次に、申請番号4番、貸し手、[REDACTED]様、借り手、公益財団法人香川県農地機構。申請地は[REDACTED]の田1筆、面積は1,167平方メートルになります。令和3年6月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、耕作者の申出に応じるため合意解約になります。 次に、申請番号5番、貸し手、[REDACTED]様、借り手、公益財団法

	人香川県農地機構。申請地は[]を含みます田3筆、合計面積は2,603平方メートルになります。令和3年5月から15年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、耕作者の申出に応じるため合意解約になります。 以上、ご審議よろしく願いいたします。
会長	報告第2号についての説明が終わりましたが、この件も報告案件でございます。双方合意の上での書類提出となっております。 ご質問等はありませんでしょうか。異議なしと認めさせていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。 申請番号1番、所有権移転の案件です。 譲渡人は[]様、譲受人は[]様。申請地は[] []ほか4筆の田、合計面積4,597平方メートル。農地取得後の作目は野菜。農機具については耕運機を1台、トラックを2台、トラクターを3台、農舎を300平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は57,474平方メートル、農作業歴は15年、通作距離は1キロメートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 続いて、申請番号2番、所有権移転の案件です。 譲渡人は[]様、譲受人は[]様。申請地は[] []の畑、1,090平方メートル。農地取得後の作目はパセリ。農機具については、トラクター、耕運機、管理機、トラックを各1台、農舎を150平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は16,875平方メートル、農作業歴は67年、通作距離は100メートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 以上の2件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。 以上、ご審議よろしく願いいたします。
会長	議案第1号の事務局からの説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明を頂いた上で審議したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
田中委員	松崎、町田担当の田中と申します。取りあえず、現地のほう、地番は5つありますが、田んぼのほうは4枚です。4枚とも一応、現地調査しましたと

	ころ、3枚までは今、耕作者がいて、もう田植を済ませております。■さんに聞いたところ、今の田植で収穫が終わるまではいいだろうということで、あと1枚のほうは耕作放棄地で草ぼうぼうになっております。近所の人に聞きますと、この■さん、自宅のほうも売りに出てるということで、もう香川県から撤退みたいな感じになっております。1枚、耕作放棄地の近所の方も、「ここ作ってくれるんならありがたい」ということを言っていました、特にこの件に関して問題はないかをご報告いたします。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号1番に対しましては、問題はないという補足説明を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
松井委員	初めてで、用紙来とったんですけど、何したらいいんか全然分からなくて聞いてないんですけど、また後日でも構わんですか。
会長	松井委員が見た限りで、多分、所有権移転なんですけど、■さんがもし譲り受けた場合にはちゃんとしていただけるというのを、今のところでどんなでしょうか。
松井委員	現地調査までは行けてない、■さんはよう知つとる近所なんで、パセリもしっかりされていますし、後継ぎもおりますんで、長年の経営を多分考えていると思っております。僕は問題ないと思います。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましては、まだご本人の確認はできてないということですが、委員から見たところ、所有権移転に対しても問題はないというご回答を頂きましたが、ご審議いただきたいと思いますが、ご異議等はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。松井委員、また今のところ異議なしで認められましたので、渡人また受人の確認のほう、どうぞよろしく願いいたします。
松井委員	申し訳ありません。そのあれで聞きたいんですけど、用紙来ますよね。そんなら、その土地の確認と両方の所有者と両方の確認を取ってというのをしたらいいんですか。
会長	はい。渡人と受人の、多分、名簿と書いた紙が行くと思うんですけど、だからもし売り手の方に間違いなくこの農地は■さんのほうへ所有権移転なさいますかということの確認と、■さんには■さんのほうにこの農地を譲り受けてちゃんと農地として耕作していただけますかという確認をしていたきたいなど。
松井委員	その点の確認をしたら、オーケーなんですか。分かりました。

三谷委員	ちょっといいですか。私も最初分からなくて、同じことなんで、やっぱり電話じゃなしに、県外であつたら会えんけど、僕は会うようにしてます。この当事者とあれと。それだけは心がけるようにしたほうがええかなと思うんで、一応、先輩のアドバイスです。
松井委員	分かりました。
会長	よろしく願いいたします。議案第1号につきましては、ただいま申請番号1番につきましては双方の意見回答を承っておりますが、申請番号2番につきましては、まず委員のほうで間違いはなかろうということでございますので、この委員のお言葉に甘んじてご審議を頂きたいと思いますが、申請番号2番につきまして、ご異議等はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。まず聞くことを条件付として異議なしと認めさせていただきます。 議案第1号につきましては2件とも異議なしということでございますので、許可相当として処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、2件ございます。事務局より説明をいたします。農地法第5条につきましては関連がございますので、申請番号1番、2番を一括でご審議いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、ありがとうございます。申請番号1番、2番につきましては、一括でご審議いただきたいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。農地法の第5条というのは、農地を農地以外のものに転用する許可申請でございます。まず東かがわ市の農業委員会で承認いただきましたら、県のほうへ進達いたしまして、常設審議会で諮り、最終的には県の許可となります。 それでは、申請番号1番と2番は譲受人が同じでございますので、一括で説明させていただきます。議案書の6ページ、7ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は1ページから5ページです。譲渡人は■■■■様ほか4名、譲受人は■■■■様。申請地は■■■■の田、1,438平方メートルほか合計で7筆8,100平方メートルでございます。■■■■から西へ約650メートルに位置する第2種農地で、権利移動は所有権の移転です。転用の目的は太陽光発電設備です。 次に申請番号2番、議案書資料は6ページから9ページです。譲渡人は■■■■様ほか5名、譲受人は■■■■様でございます。申請地は■■■■の田、1,377平方メー

	トルほか合計で10筆7,401.51平方メートルでございます。■■■■から西へ約120メートルに位置する第2種農地で、権利移動は所有権の移転です。転用の目的は太陽光発電設備です。 こちら2件とも太陽光事業を営んでいる譲受人が申請地規模の太陽光発電用地を探していたところ、農地所有者との話合いがまとまったため、申請番号1番は太陽光パネル1,393枚、申請番号2番は太陽光パネル1,200枚を設置しようとするものであります。排水については雨水は最寄りの水路へ放流し、汚水の発生はありません。また、敷地は現状のまま使用いたしますので、新たな土砂の流出や堆積等の発生はないということであります。 以上の2件の申請については、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であること、また転用することにより問題が生じた場合は転用事業者及び当事者間において誠意を持って解決する旨の確約書が提出されていることなどから、計画は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第2号の事務局の説明が終わりました。先ほど一括上程ということにいたしておりますので、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
山本委員	失礼します。馬宿担当の山本です。この2つの大規模発電所、■■■■を挟んで東と西という立地であります。東のほう8,100のほうは、大体、■■■■の近く、工場のすぐ横であります。当初は8,100よりもっとあったんですが、■■■■が砂糖を作るのを減らしたらいかんいうんで、太陽光と話ができてったんですけど、農地に戻した件もありまして8,100に落ち着いたところなんです。それから、西の7,400、これすぐ私の家の裏の辺りなんですけど、これも二、三年前にも3反分ぐらい転用しておりまして、その頃、私、農業委員してないんですけど、その頃入ってきて、大規模、ちょうど■■■■が資材置場等にしておりまして長く荒れた土地だったんで、きれいになったないうんでしておりました。しかし、そのときに近隣の人が完成間近に、「西日が当たって反射していかん。山本君、何か言うてくれ」いうんで、当時の農業委員会とか、あるいは施工管理会社に電話して、すぐスクリーンシートを張っていただいて、迅速に誠意を持って対応していただきました。この大本の■■■■ですが、施工管理を行っているのは■■■■にある■■■■という、そこの社長が■■■■出身の方で、その頃から私、懇意にしてまして、「今年、農業委員になってまた叩くで」言うたら、「よろしくお願いします。ちゃんと誠意を持ってやります」いうんで、やっていただいております。ついでなんですけど、そこの馬宿の西のほうの私、水利組合の役員もしておりまして、東は水利組合ないんですけど、西のほうは水利組合があるんで、「排水使わせてくれ」いうて、年1回の草刈り掃除、それから井手ざらえをやってくれると。「面積が減るから水利費が減るからどないかお願いできませんか、排水入れるようになったら考えてください」いうことで■■■■の社長にお願いしたところ、■■■■と相談しまして水利費を払ってくれるようになりました。

	た。「幾ら払いましょうか」いうて、「今でしたら年間1反5,000円です。これからは水路の改修とかパイプラインとか入れるんで、毎年会費は上がりますけど、20年一括払いでしたら5,000円で計算してもいいですよ」と言ったところ、 の社長が とお話しして、21年分払いますと、額面にして約77万1,000円ぐらいですか、良心的に対応していただきました。以上、あとあんまり長いこと言うたらあとの研修等もいてるんで簡単に引き上げてくれ言われましたので、この程度にしておきます。
三谷委員	十分分かりました。
会長	ありがとうございます。ただいま議案第2号につきましては、地元委員のほうから詳細な説明を頂きました。対応策も十分練っていただいたようでございます。問題はないというご回答を頂きましたが、ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきまして、許可相当として進達してまいりたいと思います。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、今月総合計38件78筆99,162平方メートルにつきまして、事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてご説明させていただきます。議案書は8ページから21ページになります。 令和7年4月から始まる農地の貸借は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農業者の相互の貸借が廃止され、香川県農地機構を介した貸借に一本化されることになりました。農地中間管理事業に係る農地の貸し借りにつき、公益社団法人香川県農地機構から農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するに当たり、農業委員会の意見を求められているものでございます。 議案書の21ページの集計欄をご覧ください。 今回は、貸借の申請に加え、使用貸借権の移転が1件ございます。貸借の申請について報告させていただきます。 貸借権の転貸が2件、使用貸借権の転貸が35件、合計37件76筆。先ほどの使用貸借権の移転も含めました総合計は38件78筆、合計面積99,162平方メートルになります。 以上、ご審議よろしく願いいたします。
会長	ただいま、議案第3号につきまして事務局のほうから説明がございましたが、この件に関しまして、ご質問、ご異議等はございませんでしょうか。 ないようでしたら、「異議なし」のご発声を頂いたほうが私のほうは決定がしやすいんですが、ないということとは何かご異議があるんでしょうか。
	(異議なし)

会長	異議なしということでございますが、よろしいでしょうか。それでは、議案第3号、総合計38件78筆の99,162平方メートルにつきましては、適当である旨を答申いたしたいと思います。 続きまして、議案第4号 非農地証明願について、1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第4号 非農地証明願について説明いたします。議案書の22ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は10ページから12ページです。 申請人は[]様、申請地は[]の田、198平方メートル。[]から北東に約150メートルの位置にある農地で、第3種農地です。20年前に相続して以来、管理できておらず、農地として復旧することが困難となったものであります。 以上の申請については農地としての復旧が見込めないため、非農地証明願いは適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。申請番号1番の補足説明。
会長職務 代理者	報告いたします。先般、推進委員の中野さんと、ここの[]いうて店があるでしょう。そのすぐ北側の線路を挟んでその際にある現場見させてもらんですが、20年来ほっとけさんで、もう木やらがいっぱい生えて、最初、山林いう話だって、町なかに山林はないんでないかいという話で、ほんでちょっと書類上、原野いう話で行けました。現状見てこのとおりで、地目、田ではちょっとおかしいないうんで見させていただきました。それを報告いたします。
会長	ありがとうございます。議案第4号につきましては、地元委員のほうから問題はないという補足説明を頂きました。 この件に関しまして、ご質問、ご異議等はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	どうぞ。
三谷委員	前回の3月のときに、これぐらいの程度だったら川股地区が担当の山下さんがということで、ちょっとこれ写真と、多分、現物じゃけん、多分、砂川さんが、職務代理がおっしゃったんが合うとは思いうけど、写真は何か見たらまだまだ行けそうな気がするんですけど、写真はね。だけど、もうベテランの農業歴何十年の人が見て、これは駄目やという判断だったら仕方がないとは思いうんですけど、これ写真では分かりにくいですわ。
会長職務 代理者	中野委員と推進委員と2人で見たんやけど、もうどうにもならんようになって、もうユンボ入れても。

三谷委員	分かりました。
会長	ちょっと写真のほうで、次のページを見ていただいていたと思います。私のほうも確認させていただきました。本当にもう農地に返る余地はないと思いますので。 改めまして、議案第4号についてご審議いただきたいと思います。ご質問、ご異議等はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第4号につきましては異議なしということで、非農地として証明をいたしたいと思います。ありがとうございました。 続きまして、議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月、更新が1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてご説明いたします。議案書の23ページをご覧ください。 議案に入る前に、この農業経営改善計画に基づき認定される認定農業者とは何かということについて簡単にご説明をいたします。 認定農業者制度とは、深刻化する農業の担い手不足に対処するため、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲のある農業者を重点的に支援するための制度です。具体的には、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、市の基本構想を基に、農業者自らが5年後の農業経営の基本目標を定めて農業経営改善計画を作成し、市に提出をします。農業経営改善計画は東かがわ市の基本構想で、年間所得が主たる農業従事者1人当たり400万円程度、年間労働時間が主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度の水準を満たすことが必要となっています。市は提出された計画及び申請者を農業委員会の意見をお聞きした上で認定し、市の認定を得た農業者が5年間認定農業者となるものです。認定された農業者に対する主な支援措置としましては、農業者向けの低利子融資を受けられることや、農業用資機材を購入する際に国や県の補助制度を利用できること、農業者年金に加入した際に保険料に国庫補助があることなどです。新規に認定農業者となることを目指す方が市へ経営改善計画を提出された場合には、まず担当地区の農業委員、推進委員の方に直接申請者へ聞き取りを行っていただきます。その後、農業委員会定例会において担当地区の農業委員の方のご意見を頂戴した上で、全ての農業委員の皆様はその認定案件についてご異議があるかないかをお伺いし、認定の適否の判断を頂くこととなっております。既に認定農業者である方が認定期間の更新のために経営改善計画を提出された場合には、担当地区の農業委員、推進委員による直接の聞き取りは行わず、農業委員会定例会において農業委員の皆様にその方の認定更新についてご異議があるかないかをお伺いし、認定の適否の判断を頂くこととなっております。 それでは、議案の審議に移らせていただきます。今月は認定の更新が1件

	あります。東かがわ市■■■■在住の■■■■様で、目標営農類型は水稻とブロッコリーの栽培を中心とした複合経営です。今後も引き続き、水稻の作付面積を維持した上で、ブロッコリーの栽培面積を増やし、要望のある作業受託を引き受けることにより収益の向上に努めます。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は350万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。なお、年間所得水準について、市の基本構想では400万円が基準となっておりますが、地域の農業を担う認定農業者の少ないエリアにおいては、地域の農地の受皿としての役割を担う担い手としての意義を考慮し、基本構想のおおむね8割程度の基準を適用させていただく場合があります、本件はその基準を適用させていただいております。 本計画の作成に当たっては、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県東讃農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人様と協議を行った上で作成を行っております。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	ただいま議案第5号につきましては、事務局の説明が終わりました。県、市共に指導の下での書類提出となっておりますので、ご審議いただきたいと思いますのですが、ご異議ございませんでしょうか。
三谷委員	質問なんですけど、私、認定農家の人間なんであっさり質問なんですけど、恥を忍んで、主たる従事者1人当たり年間農業所得とは売上引く経費でしょうか、これが農業……。
事務局	そうです。おっしゃるとおりです。もうけの部分ですね。もうけが400万円ということです。
三谷委員	なかなかね、もうけはね、砂川さんはにこっとしとるけど、何億も入りよったんだけど、結局、どんだけもうかる、そういうことですか。
事務局	そうです。もうけということです。
三谷委員	とんでもない質問してすいません。
会長	よろしいでしょうか。では、改めまして、議案第5号につきまして皆様方にご審議いただきたいと思いますのですが、お認めいただけますでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、異議のない旨を答申してまいりたいと思います。 皆様方のご協力を得まして、日程第2、報告2件、議案第5号まで無事、ご審議を終えることができました。ありがとうございました。 続きまして、日程第3、その他、5月の農業委員会について、事務局より説明いたします。
事務局	来月5月の農業委員会の日程についてお知らせをしたいと思います。5月は5月の20日火曜日13時30分からこの会場で、市役所の3階大会議室でお願いいたします。通常どおり13時30分からお願いいたします。

会長	事務局から、5月の農業委員会につきましては、5月の20日火曜日13時30分、本会場にて開催するという報告がございました。皆様方、ご日程のほうどうぞよろしくお願い申し上げまして、全員の方が出席を賜るようお願いいたします。 事務局からほかにございませんか。どうぞ。
事務局	農業新聞の購読の申込書を本日お持ちいただいている方は、事務宛までお持ちください。お願いします。
会長	今、事務局のほうから、農業新聞の購読の加入手続、本日持ってきていただいている方、事務局のほうまで提出をよろしくお願い申し上げますとともに、まだ未購読の方、農業委員、推進委員、全員買読ということになっておりますので、よろしく早めをお願いいたします。 ほかにございませんか、事務局。
事務局	1日にお知らせしましたとおり、親睦会費のほうが1万円となっておりますので、またよろしくお願いいたします。 それと、マイナンバーとかをお持ちの方、また口座振込の用紙等をお持ちの方もまたご提出のほうよろしくお願いいたします。
会長	今、事務局のほうから2点ほど、親睦会議、またはマイナンバー用紙のほうの提出のほうもよろしくお願いいたします。 事務局のほうはもうございませんか。 ほかにご質問等はございませんか。
	(「なし」の声あり)
会長	ないようでしたら、本会議を閉会させていただきますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	じゃあ、職務代理のほうから閉会のごあいさつを。
会長職務 代理者	～会長職務代理者あいさつ～